

国際報道自由デーに向けて共同宣言

2018/05/02

国連人権高等弁務官事務所

5月3日の国際報道自由デーに向けて、国連の表現の自由に関する特別報告者が、欧州安全保障協力機構、米州人権委員会、アフリカ人権委員会それぞれの表現の自由に関する専門家とともに共同宣言を発表した。宣言の中で専門家らは、民主的社会における独立のメディアの不可欠の役割を強調した。また、世界中の独立した報道機関に対する監視・周縁化・締め出し、ジャーナリストに対する身体的攻撃に深い懸念を示し、攻撃はますます激化する政治・ビジネス指導者によるジャーナリストの敵視に起因しており、公益のための調査報告を阻止する目的で行われていると指摘した。そして、各国政府に対して、メディアの独立性と多様性を促進し、基本的人権に関する法に基づく義務を履行するよう求めた。さらに、メディアや民間のインターネット企業などに対して、独立のメディアが民主的社会で中心的役割を果たせるよう確保する手段を講じるよう求めた。

普遍的定期審査作業部会開催の予定

2018/05/02

国連人権高等弁務官事務所

普遍的定期審査作業部会第 30 会期が 5 月 7～18 日に開催される。この会期で審査されるのは、トルクメニスタン、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、ドイツ、ウズベキスタン、ツバル、コロンビア、ジブチ、カナダ、バングラデシュ、ロシア、アゼルバイジャン、カメルーン、キューバの 14 カ国である。作業部会にはこれらの国々の代表が出席し、特に前回の審査以降の人権義務の履行努力、成果と課題を説明する予定である。今会期は普遍的審査 3 巡目の 4 回目の会期となる。3 巡目の審査では、各国には前回の審査の際に受けた勧告の実施措置を明らかにし、前回の審査以降の人権状況の進展と、勧告のフォローアップにおける課題を説明することが求められている。各国の審査は 3 時間半行われ、その後の 30 分間で勧告が採択される。今会期の結果文書は、9 月の人権理事会第 39 会期で採択される予定である。

子どもの権利委員会開催の予定

2018/05/10

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が5月14日～6月1日に開催される。この会期では、子どもの権利条約の履行状況に関してアルゼンチン、アンゴラ、モンテネグロ、レソト、ノルウェー、子どもの売買・買春・ポルノに関する選択議定書の履行状況に関してアンゴラとロシア、武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書の履行状況に関してアンゴラとアルジェリアの審査が行われる。委員会は各国の報告書、政府代表との質疑応答、国連機関・NGOからの情報を基に各国の状況を評価し、6月6日にそれぞれに対する最終見解を公表する予定である。条約と選択議定書の締約国は委員会に定期報告書を提出しなければならない。委員会は世界中から選出された18名の独立の人権専門家で構成される。委員は自国の代表としてではなく個人の資格で委員を務める。委員の最終見解は、締約国の条約の履行状況を独立に評価するものである。

人種差別撤廃委員会第 95 会期閉幕

2018/05/11

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 95 会期が閉幕した。今会期で委員会は、キルギス、モーリタニア、ネパール、ペルー、サウジアラビア、スウェーデンの報告書に関して各国の代表と討議し、市民社会から貴重な意見を聞き、最終日に各国に対する最終見解と勧告を採択した。また、ジョージア、ギリシャ、イタリア、オマーン、南アフリカ、スペイン、アルゼンチン、ポルトガル、トルクメニスタンのフォローアップに関する報告書を検討した。さらに人種差別撤廃条約 11 条(他の締約国の条約義務不履行に関する通知)に基づき、カタールとパレスチナから 3 件の通知を受理し、それぞれの関係国であるサウジアラビア、アラブ首長国連邦、イスラエルに通知を送付した。第 96 会期は 8 月 6～30 日に開催され、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中国、香港、マカオ、キューバ、日本、ラトビア、モーリシャス、モンテネグロの条約実施状況が審査される予定である。

子どもの権利委員会第 78 会期開幕

2018/05/14

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 78 会期が開幕した。6 月 1 日までの会期中に、アルゼンチン、アンゴラ、アルジェリア、モンテネグロ、ロシア、レソト、ノルウェーの審査が行われる。人権高等弁務官事務所の代表は開会のあいさつで、2030 年までに 1 千万人の子どもが予防可能な疾病により 5 歳未満で死亡し、約 3,100 万人の子どもが適切な栄養を得られず、2,200 万人の子どもが就学前教育を受けることができないことになる」と述べた。そして、すべての国が委員会の勧告を効果的に実施するならば、「2030 アジェンダ」の達成が大きく前進するのは確実であると訴えた。事務局代表は、前会期以降 11 の報告書を受理し、審査未了の報告書は 46、今会期終了時には 37 になると述べた。さらに、子どもの権利条約の締約国は 196 カ国、武力紛争における子どもの関与、子どもの売買、個人通報に関する 3 つの選択議定書の締約国は、それぞれ 167 カ国、174 カ国、37 カ国であると報告した。

拷問禁止委員会 フォローアップを討議

2018/05/15

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会は、委員会の最終見解、個人通報、報復のフォローアップに関する討議を行った。最終見解のフォローアップ担当委員は、ほとんどの報告書は期限までに提出されており、勧告実施のための国内計画が報告されている点は前進であると述べた。また、報告書の情報の18%は大変良好、70%は部分的に満足、11%は不十分であったこと、40%では勧告が実施されており、18%はフォローアップ継続中であることを報告した。さらに勧告の実施に関する詳細な報告を行った。個人通報のフォローアップ担当委員は、昨年11月6日～12月6日に受理した、モロッコ、スイス、オーストラリア、メキシコに関する8件の報告書の内容を説明した。報復のフォローアップ担当委員は、報復に関する新たな申立てはなかったが、モロッコに関する2件とメキシコに関する1件についてフォローアップが続けられていると報告した。

強制失踪委員会開催の予定

2018/05/17

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会が5月22日～6月1日に開催される。この会期では、アルバニア、オーストリア、ホンジュラスの審査が行われる。委員会は、強制失踪条約の実施状況を監視することを任務とする。上記の国を含む条約締約国58カ国は、委員会に報告書を提出することが求められている。委員会は条約の実施に関わる様々な問題を締約国の代表と討議し、NGOや国内人権機関から意見を聞き、6月4日に最終見解を公表する予定である。委員会を構成する10名の国際的な人権専門家は、自国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務の履行状況を独立に評価するものである。

拷問禁止委員会第 63 会期閉幕

2018/05/18

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 63 会期が閉幕した。今会期で委員会は拷問等禁止条約の実施状況に関するベラルーシ、チェコ、ノルウェー、カタール、セネガル、タジキスタンの審査を行い、それぞれに対する最終見解を採択した。また、条約 19 条・22 条と報復に関するフォローアップ活動を行い、20 条に関連する事項を検討した。さらに、18 件の個人通報について決定を下し、個人通報に関する作業部会を設置し、9 件は審理不継続とした。さらに、恣意的抑留に関する作業部会と初めての会合を持ったほか、国連拷問犠牲者支援基金理事会の代表との定例会合、第 1 次報告書未提出の締約国との非公式会合などを行った。拷問防止小委員会委員長が第 11 年次報告書について説明し、委員会は年次報告書を採択した。第 64 会期は 7 月 23 日～8 月 10 日に開かれ、チリ、モーリタニア、ロシアの報告書が審査され、報告書未提出のセーシェルの状況が検討される予定である。

強制失踪委員会第 14 会期開幕

2018/05/22

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会第 14 会期が開幕した。今会期では、強制失踪条約の実施状況に関するホンジュラス、オーストリア、アルバニアの第 1 次報告書が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、強制失踪条約の締約国は、前会期後のベニンの批准により、58 カ国になったと報告した。また、国連総会は昨年 12 月 19 日に強制失踪条約に関する決議 72/183 を採択し、世界の様々な地域で強制失踪が増加していることに深い懸念を示すとともに、強制失踪委員会が強制失踪作業部会との協力関係を確立したことなどに歓迎の意を表したと述べた。さらに、強制失踪作業部会の今年 4 月の会期では、40 カ国に関わる 1,000 以上のケースが審理され、そのうち 40%以上が緊急手続に基づいて審理されたこと、作業部会の次回のテーマ別報告書には、失踪事件を効果的・徹底的・公平に調査する義務を各国が履行するための具体的手段が記載される予定であることにも言及した。

日本の生活保護費削減が貧困者にもたらす影響を人権専門家が警告

2018/05/24

国連人権高等弁務官事務所

日本の生活保護費削減計画(今年10月から実施予定)について、極度の貧困、障がい者の権利に関する2名の特別報告者と、対外債務、高齢者の人権に関する2名の独立専門家が共同声明を発表した。昨年12月の日本政府の決定により、低収入世帯の生活保護費は3年間で最大5%削減され、現在の受給世帯の3分の2が影響を受けることになる。専門家は、最低生活費は国際人権法が求める適切な生活水準に合致するものではなく、日本は貧困者をますます追い詰めようとしていると述べた。そして、日本政府に対して、生活保護費削減について人権に基づいた評価を行い、国際的義務に従って、悪影響軽減のために必要な措置をとるよう求めた。さらに、政府が検討中の生活保護法の改正についても、慎重に再検討するよう求めた。なお、この記事の日本語全文は、<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=23124&LangID=E>の「[Japanese Version](#)」をクリックすると見ることができる。

強制失踪委員会 国連加盟国などと会合

2018/05/28

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪委員会は、国連加盟国、国内人権機関世界連合、NGO と会合した。国内人権機関世界連合の代表は、今年4月に南アジアにおける不処罰対策・人権実現に関する国際会議を開催し、最後に採択したカトマンズ宣言で、各国に強制失踪条約の批准を求めたと報告した。NGO は、イラクやラテンアメリカで生じている強制失踪に言及した。日本政府代表も発言し、日本も条約締約国の増加を願っており、人権理事会の普遍的定期審査を受ける国々に条約を批准するよう促していると述べた。また、批准に関して問題を抱えている国々にとって、条約締約国が批准の際に経験した様々な課題を知ることは有益であろうと述べた。フランス政府代表は、締約国倍増に向けて、アルゼンチンやフランスの他に、日本やモロッコも行動していることに言及した。委員の一人は、批准実現のためのガイダンスを作成するという日本の提案を歓迎した。

FIFA が人権擁護活動家の支援を確約

2018/05/30

国連人権高等弁務官事務所

国際サッカー連盟 (FIFA) が人権擁護活動家と報道関係者に関する声明を公表した。この声明で FIFA は、人権擁護活動家と報道関係者が FIFA に関わる活動で受けた権利制限について、申し立てることができるメカニズムの設置を確約した。この声明は、2017 年の FIFA の人権政策を説明し、ビジネスと人権に関する国連指導原則と人権擁護活動家に関する国連宣言に沿うものであると明示している。この声明を受けて国連のビジネスと人権に関する作業部会と人権擁護活動家に関する特別報告者は、世界中の大規模なスポーツイベントにおいても人権擁護活動家に対する取締りが広範に行われている事態を指摘し、FIFA の声明は彼らを守るための明確な措置を設けていると評価した。そして、来るワールドカップで人権擁護活動家に対する攻撃を防止・特定することが必要であり、他の大規模スポーツ団体も FIFA の例にならうべきであると述べた。